

投票所入場券

投票所入場券は、公示日から選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法や申請期限などは、早めにお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合 → 滞在地の選挙管理委員会
- ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合 → その施設

※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。郵送に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

※ ②の場合は、入院・入所している施設の長に、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

投票の仕方

- ① まず、選挙区選出議員選挙の投票を行います。
→ 投票用紙に、愛媛県選挙区選出の候補者の氏名を書いて投票してください。
- ② 次に、比例代表選出議員選挙の投票を行います。
→ 投票用紙に、比例代表の「候補者名」または「政党、政治団体の名称か略称」を書いて投票してください。

期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 公示日の翌日から投票日の前日まで 8時30分～20時
- ▶ 場所 役場2階大会議室

投票所入場券裏面の宣誓書に記入を



選挙公報

候補者や政党などの考え方が分かるよう、選挙公報を新聞折り込みでお届けします。東、西、北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。

代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。

代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなただけの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。



7月25日任期満了 参議院議員通常選挙



お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券（次のページ参照）をよくご確認ください。

第2投票区（宗意原・新立）の皆さんは、前回の選挙と投票所が異なりますのでご注意ください。

※ 投票日が決まり次第、町ホームページや広報まさきでお知らせします。

投票所一覧

※ ★が各区域の投票所を示しています。

第2投票区（宗意原・新立）

★：松前小学校体育館



第3投票区（本村・筒井・東レ寮）

★：古城幼稚園



第1投票区（南黒田・北黒田）

★：黒田保育所



第4投票区（徳丸・中川原・出作）

★：出作集会所



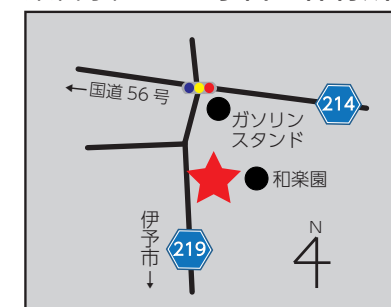
第5投票区（神崎・鶴吉）

★：東公民館



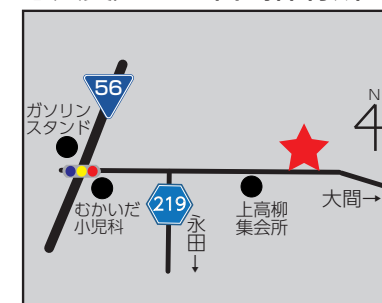
第6投票区（横田・大溝・永田・東古泉）

★：小富士保育所



第7投票区（大間・上高柳・恵久美）

★：白鶴保育所



第8投票区（昌農内・西高柳・西古泉）

★：北公民館



第9投票区（北川原・塩屋）

★：北川原集会所



※ 投票所では、記載台の間隔を空け、筆記用具の使い回しをしないなどの感染症対策を行います。投票する皆さんも、マスク着用や手指消毒にご協力ください。

選挙管理委員会 ☎ 985-4132 FAX 985-4148